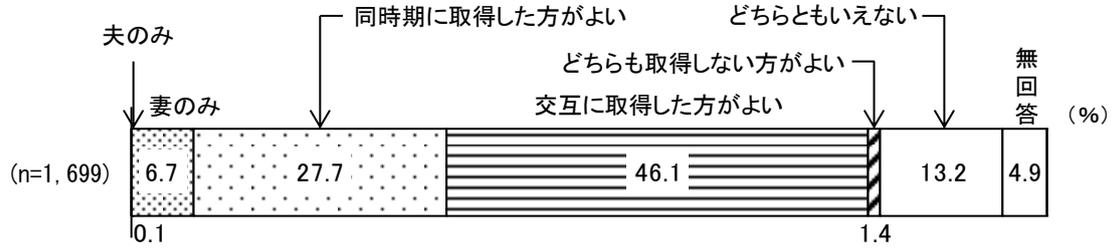


夫婦共に働く家庭では、育休※はどちらが取得した方がよいか



※育休とは、「育児・介護休業法」に基づき子どもが1歳(一定の場合最長2歳)に達するまで申出により取得できる「育児休業」のほか、育児のために企業等が独自に定めた「育児休暇」などを含む。

出典：令和2年度県民ニーズ調査結果(第1回課題調査) (神奈川県情報公開広聴課)

夫婦共に働く家庭では、育休はどちらが取得した方がよいか—地域別、性・年代別

